

平成29年第8回

遠軽町議会定例会会議録（第2号）

平成29年12月13日（水）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

日程第22

一般質問

◎出席議員（16名）

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稲場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君		

◎説明員

総務部長	加藤俊之君	民生部長	舟木淳次君
経済部長	澤口浩幸君	経済部技監	内野清一君
総務課長	鈴木浩君	情報管財課長	古賀伸次君
企画課長	佐藤祐治君	財政課長	大堀聡君
地域拠点施設準備室長	斉藤隆雄君	保健福祉課長	平間敏春君
住民生活課長	小野寺正彦君	税務課長	会津靖朗君

《平成29年12月13日》

商工観光課長	菊地隆君	地域拠点施設準備室参事	今井昌幸君
保健福祉課主幹	岩井誠志君	生田原総合支所長	門脇和仁君
丸瀬布総合支所長	只野博之君	白滝総合支所長	村上裕和君
会計管理者	荒井正教君	生田原総合支所産業課長	大辻祐一君
教育部長	小野寺健君	総務課長	大貫雅英君
監査委員事務局長	伯谷和昭君	選挙管理委員会事務局長	伯谷和昭君
農業委員会事務局長	河本伸二君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	安江陽一郎君	事務局主幹	渡邊亮司君
事務局係長	小玉美紀子君		

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は16人です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、稲場議員、11番佐藤議員を指名します。

◎日程第22 一般質問

○議長（前田篤秀君） 日程第22 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、一問一答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、秋元議員。

○4番（秋元直樹君） ー登壇ー

通告書に従いまして、私のほうからは、遠軽町の宝である子どもたちの遊び場の確保について質問いたします。

3期目を迎えた町長の所信表明の中では、働く保護者の子育て支援策として、引き続き子育て支援を強化し、子育てのしやすい誰もが安心して暮らせるまちにしていくと述べられています。

現在、多くの子育て世代の方から遠軽町子ども子育て会議や町民アンケートを中心に、遊び場の確保について要望が上がっており、今後、遠軽町が子育てのしやすい町を目指す上で解決すべき重要な課題と考えます。

今後の遠軽町の未来を担う子どもたちのために、屋内、屋外問わず、積極的に遊び場の確保を図るべきとの考えから、次の3点について伺います。

1点目、平成27年6月に私が質問いたしました、四季を通した子どもたちの遊び場の確保についての答弁の中で、屋内の遊び場については、福祉センターの建てかえにおいて施設の一角に親子が集える場所を設置したり、公共施設を有効活用するなどさまざまな方法を検討していくとお答えされましたが、この2年間でどのような検討をされましたか。

2点目、現在、町で整備を進めている瞰望岩下の公設グラウンドの遊具については、身近な屋外の遊び場としてなじみつつあります。今後、さらに町民から愛される公園にするために、遊具の充実を図る考えはありませんか。

3点目、遠軽町の中で子どもたちが屋内で遊べる施設として、中心的役割を果たしている「ちゃちゃワールド」も築19年を迎えます。この間、施設内の展示品の更新や各種イ

ベントで集客に努めてきたものの、年々来館者の減少が進んでいます。来年はオープンから20年を迎えることから、この節目に町民アンケートや子育て世代の要望も踏まえ、見る施設から遊ぶ施設への転換を図る考えはありませんか。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

秋元議員の御質問にお答えいたします。

1点目の福祉センター建てかえにおいて、どのような検討をされたかとの質問につきましては、現在、（仮称）えんがる町民センターの建設に向け、基本・実施設計業務を行っているところでありますが、昨年12月から、町内の文化団体や関係機関、一般公募の委員による建設検討協議会を組織し、設計内容に対する御意見をいただきながら進めているところで、中心市街地に新たなにぎわいや人と人との交流を創出するため、お年寄りから子どもたちまで、幅広い年齢層が利用しやすく親しみの持てる施設内容の検討を行っておりますが、施設内に子どもたちが遊ぶ場を確保することや、親子で安心して施設を利用できるよう配慮することなどについて、建設検討協議会委員からの御意見をいただいているところでございます。

現在の設計内容では、施設内の共用スペースに移動が可能な遊具を設置した子どもたちの遊び場を設置したいと考えており、気軽に親子で利用でき、常ににぎわいのある空間づくりを行いたいと考えているところであります。

御質問の2点目、公設グラウンドの遊具の充実を図る考えはないかとの質問についてお答えいたします。

瞰望岩下に位置しております公設グラウンドの遊具につきましては、従来から設置しておりました単独の遊具11基に加え、複合遊具を平成26年に1基、平成28年に1基設置し、計13基の遊具を設置しております。近年では、家族連れや幼稚園、保育所の遠足等で遊具を楽しんでいただいているところです。

今後、新たな遊具の整備につきましては、現段階では計画はありませんが、今年度は遊具付近の柵の更新と距離を延長し、利用者の安全確保を図ることにより、町民から愛される公園にしていきたいと思いますと考えておりますので御理解願います。

御質問の3点目、生田原木のおもちゃワールド館「ちゃちゃワールド」につきましては、平成10年4月28日に開業し、来年4月で20年を迎えることになり、今年度末までの入館者数は延べ80万人を超える見込みであります。世界40か国、約1万点を展示する木のおもちゃ館、影絵美術館などをあわせた博物館は、網走管内で初めての施設として話題を集め、オープン当初の平成10年度には14万人を超える入館者があり、好評を得ていたところです。

しかし、レジャーの多様化、少子化などの要因と考えられる影響もあり、年々入館者数が減少し、平成27年度には2万5,000人余りとなっております。昨年4月より同施

設の一層の利用を図るため、町民の入館料減免を行う町民利用促進事業を行ったことにより、昨年度の入館者数はほぼ横ばいの状態となっております。また、町民利用促進事業とあわせ、来館者のニーズを把握するためアンケートを行ったところ、来館の目的がおもちゃの鑑賞よりも木のおもちゃで遊びたいという回答が多くなっております。

従来より、「ちゃちゃワールド」は地域に必要な施設と認識いたしておりますし、来館者のニーズに応え、入館者の増加を図ってまいりたいと考えておりますが、今年度もアンケートを実施していることから、その結果を分析し、観光客など入館者の要望、意見を把握するための調査研究を継続して、さらに進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 秋元議員。

○4番（秋元直樹君） それでは、1点目の質問から再質問させていただきます。

答弁にもございましたが、検討協議会でも、今進めていらっしゃる基本設計の検討のほうでも、確かに、一部遊具を置いたり、親子が休めるスペースを考えられていると、先日の経済常任委員会のほうで話があり理解したところではございます。しかしながら、一つの部屋としてではなくて、フリースペースでの検討ということで、子どもを見る親にとっては、果たしてその状態が、部屋という形ではないので適切かどうかというところは少し疑問を持ったところではございます。

検討協議会でもしっかり議論はなされていると、会議録を見させてもらう限り解釈するのですけれども、委員の中に、保育所に子どもを通わせている親や小学校低学年を子どもに持つ親の世代が入っていないのが少し気になるところではございます。

今現在、基本設計の段階で、実施設計に向けて検討を進めているところだとは思いますが、今後、子育て世代の声を広く聞く機会が十分に今の状態でないのであれば、子ども・子育て会議等で図面をもとに、今後、参考意見を聞いたりとかもできると思うのですが、そのような考えはお持ちでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 今井地域拠点施設準備室参事。

○地域拠点施設準備室参事（今井昌幸君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

子ども・子育て会議等でそういった意見を聞く機会がないかどうかということですが、今後、施設の平面図がまとまりつつありますので、その中で子育て環境に優しい施設になるように、こういった会議の中で御意見を聞く機会も設けたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 秋元議員。

○4番（秋元直樹君） ぜひ一つの方法論としてですけれども、検討していただければと思います。

次に、隣接する「ふぁーらいと」についても、今現在、利用方法について検討が進んでいるところかと思えます。観光協会のような事務所のような検討もされているかとは思

ますけれども、子どもたちの遊び場として生かすことはできないでしょうか。

「ふぁーらいと」に関しては、町民が集う新しい町民センター、また、この後2点目で質問いたしますけれども、瞰望岩下の遊具等も距離感が近く、子育て世代が町の中心部で集う場、または子どもたちが屋内で遊ぶ場として適しているのではないかと思うのですけれども、そのような検討は今現在されていますでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 今井地域拠点施設準備室参事。

○地域拠点施設準備室参事（今井昌幸君） 「ふぁーらいと」の活用の件ですけれども、担当の所管につきましては農政林務課が所管になりますが、町民センターの建設に関連いたしますので、私のほうから御説明したいと思います。

（仮称）えんがる町民センター建設検討協議会の中で、町民センターの建設以外にも「ふぁーらいと」の利活用の部分について十分な議論をいただいているところでございます。

実際、施設の見学なども行いまして御意見をいただいているところでございますが、御意見といたしまして、まず町民センターの別館という位置づけで内部を改修して、会議室なども設けるといふ御意見ですとか、お年寄りですとか子ども、こういった方々がたくさん集まる施設にしてはどうかという御意見などもいただいております。

そういったことから、町民センターのほうの建設と連携をとりながら、一体的に利用できるような形で今後もさらに検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 秋元議員。

○4番（秋元直樹君） 何らかの形で町内に、特に町場の一番重要な遠軽町の拠点の場所に今後なり得ると思いますので、そのような方法についても検討を進めていただければと思います。1点目はこれで終わります。

続いて2点目の質問について再質問させていただきます。

当初、この議会の中でも2年前でしょうか、この場所でのいいのかと、そういう意見の議論もありました。しかしながら、現在の子育て世代の声や利用状況を見ると、私は正解だったと感じているところでございます。もちろん私も足を運んで、何回か子どもを連れていったのですけれども、常に、特に土日に関しては多数の利用があってよかったなと思っているところでございます。

しかしながら、最近、各親御さんや子育て世代の方より、熱中症の問題がよく話題に上がります。というのは、あの遊具付近は日差しを遮るようなものがなく、夏場の暑い時期に子どもたちが遊ぶと休む場所がない、また、お昼をまたいで来られる方もいて、お弁当をほっともつととか、お家から持ってきたものを食べたいのだけれども、一回車に戻って食べないと食べれないと、そういう声もいただくこともあります。

もし、今後この公園の遊具を拡充して、公園としてさらに充実を図るのであれば、そのような日差しを遮るような場も必要ではないかと思うのですけれども、どうお考えでしょ

うか。

○議長（前田篤秀君） 菊地商工観光課長。

○商工観光課長（菊地 隆君） 利用者に熱中症の心配があるという質問ですけれども、今後、利用者が日陰で休めるような、例えばパーゴラとかという施設の設置を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 秋元議員。

○4番（秋元直樹君） ぜひ検討していただければと思います。あわせて、熱中症対策に付随してなのですけれども、近くに、僕が見た限りでは水分をとれる場所がないかなと、そういう意見ももらいました。近くにもしそういう部分があれば、さらに活気づくのではないかなと思うのですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 菊地商工観光課長。

○商工観光課長（菊地 隆君） 水飲み場につきましては、遊具の瞰望岩側、S Lの横になりますけれども、あちらに水飲み場が設置してあります。続けまして、その水飲み場がわかりにくいようでしたら、水飲み場の標示なりしてわかりやすいようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 秋元議員。

○4番（秋元直樹君） 僕、もう10回ぐらい行っていたのだけれども、わからなかったもので、もしよければ案内板でも、小っちゃいのでいいですからあれば、皆さんわかりやすく使っていただけたと思いますので。

ちなみに、その水飲み場というのは、蛇口か何かですか。それとも、昔ながらの水が噴き出すタイプでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 菊地商工観光課長。

○商工観光課長（菊地 隆君） 出すのと、両方ついております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 秋元議員。

○4番（秋元直樹君） 勉強不足で済みません。わかりにくかったということで、わかりやすくしてもらえればと思います。

あと、トイレが結構遠くて、僕が遊びに行っているときも、何名か、トイレどこだと言ってグラウンドを走り抜けて、お母さんが抱っこして、ズボンを脱がしながらグラウンドの逆側にある公設トイレまで、500メートルか300メートル近くあると思うのですが、走られていっているような光景を見ていました。

そのような部分も考えて、トイレに関して、近くに高齢者センター、または郷土資料館が100メートル範囲内にございます。そこら辺、もし利用できるようになればありがたいと思うのですけれども、そこら辺はどのようになっていますか。

○議長（前田篤秀君） 菊地商工観光課長。

○商工観光課長（菊地 隆君） 議員おっしゃるように、トイレにつきましては、公設グラウンド挟んで、さわやかトイレというのがありますけれども、そちらはちょっと遠いという状況も聞いております。郷土館は、所管が教育委員会というのがありますけれども、教育委員会に聞きましたら、使っても構わないということでもありますので、そちら、間に合わないようであれば、郷土館のトイレを使用していただければと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 秋元議員。

○4番（秋元直樹君） ちなみに、郷土館、高齢者センターともにですけれども、水洗化はされている施設であったでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 菊地商工観光課長。

○商工観光課長（菊地 隆君） 所管に聞きますところ、水洗化はされていないということです。

○議長（前田篤秀君） 秋元議員。

○4番（秋元直樹君） 高齢者センターは、耐久年数からいってもちょっと水洗化する価値というか、なかなか難しいのではないかと思うので、郷土資料館はまだそんなに耐久年数がたっていないはずなので、これを機会に一般の利用者のことも考えて水洗化されたりとか、そういう考えはお持ちではないでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） ただいまの高齢者センターにつきましては、水洗化につきましては、現在調べておりますのでちょっとお時間をいただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 秋元議員。

○4番（秋元直樹君） わかりました。

続いて、瞰望岩下の公園で悩ましいのは、近くにグラウンドが隣接しているということで、今後拡充していくにしても、方向性的にやられていくのであれば、お祭り等々の利用とバッティングする場合がございます。そこら辺に関してはどのような形で考えているのか、伺います。

○議長（前田篤秀君） 菊地商工観光課長。

○商工観光課長（菊地 隆君） 秋祭りの関係は、所管がまた住民生活課ということになりますが、拡充するというのであれば、その所管課と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

《平成29年12月13日》

○議長（前田篤秀君） 秋元議員。

○4番（秋元直樹君） ぜひ検討してみてください。

2点目の質問は最後にいたします。

2年前の質問でも話したのですが、今の時代、高齢化社会が進んで子どもたちが減少し、各地域の小さな公園の遊具の利用頻度が下がってきています。また、維持管理も遠軽町内で行き届いていない遊具も散見してきています。また、子育て世代の方々の90%近くが今は車を保有して、魅力的な公園であれば、車で移動してでも行くような時代になりつつあります。私は、遠軽地域の代表となる場所が、今整備を進めている瞰望岩下の公園がふさわしいのではないかと考えています。

先ほど前向きな答弁も、今後計画はないけれども検討はしていきたいということで、今後一つの方法論として、新しい遊具を買うだけではなくて、既存の遊具の移設等々も集約化という部分で検討を進められてはいかがかと思うのですが、そこら辺の考えはお持ちでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 菊地商工観光課長。

○商工観光課長（菊地 隆君） 少子高齢化ということで、地域の公園も子どもが少ないところもありますので、順次、今までもそうだったのですが、遊具の移転ですか、自治会によっては、要らないという状況もあるようなのですが、それについては必要なところに移動したりして、今後、整備していきたいと考えております。

○議長（前田篤秀君） 秋元議員。

○4番（秋元直樹君） 3点目の質問に移らせていただきます。

3点目の質問については、さらに進めてまいりたいということで、もう少し踏み込んだ答弁を正直期待していたところではございます。さらにの部分に、今後期待をしてみたいと思います。

今現在、道の駅と町民センターの基本設計が示され、その中でも子どもが遊ぶスペースに関しては大きく捉えていないのが現状ではございます。だからこそ、施設全てが遊び場になり得る「ちゃちゃワールド」を遠軽町の遊び場の中心として整備し、子育て世代の思いを形にしてほしいと思い、今回質問をしたところでございます。

そこで、今後の考え方についてお聞きしますが、今現在「ちゃちゃワールド」は、町民無料という方策を行っています。この方策は知ってのとおり、今まで「ちゃちゃワールド」に来たことがない人にも「ちゃちゃワールド」を知ってもらって、今後入っていただければなということを目的に運用されていることと思います。1年半ですか、1年半強運用して、遠軽町にお住まいの子育て世代大多数は「ちゃちゃワールド」に来館し、当初の知ってもらおうという目的を果たせたのではないかと私は感じています。

私は、無料化の施策は期限があることで意味をなすものだと考えます。いずれ方向性的にリニューアルがかなったときには、有料に戻すのが一般的かなと考えているところです。しかしながら、今のまま無料化をやめると、間違いなく今横ばいの来館者は激減する

ことが予想されます。だからこそ、このまま期限を持たぬまま運用するのではなく、しっかりと方向性を持って無料化の方策についても改修の時期を勘案しながら考えていくべきだと考えます。

理想は、しっかり入場料をとって、ただだから来る施設ではなく、お金を払ってでも行きたい施設を目指すべきです。そして、しっかり入場料をとって、いただいた収入を、今ここの施設は大変運営的には厳しい状態であります。それを黒字に少しでも近づけることが本来の直営方式の施設のあり方ではないかと考えています。その部分の無料化の考え方について、今後の方向性についてはいかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 澤口経済部長。

○経済部長（澤口浩幸君） ただいまの御質問でございますけれども、無料化につきましては、議員も御存じのとおり、平成28年度から町民の利用促進事業ということで試行的な事業として実施しているところでございますけれども、2年目で、今年度まだあと半年近くございますけれども、アンケートの結果の中では、非常にありがたいと、この辺のところをぜひ続けてほしいというような声もいただいておりますので、今後もう少しアンケートの結果を見ながら、継続していくべきかどうか判断してまいりたいと存じますので御理解を賜りたいと存じます。

○議長（前田篤秀君） 秋元議員。

○4番（秋元直樹君） そのような部分は理解できるところなのですが、時限的な政策であるべきと、1個目の質問で述べさせてもらいました。例えば5年とか10年、無料化を続けるという可能性もあり得るということによろしいのですか。

○議長（前田篤秀君） 澤口経済部長。

○経済部長（澤口浩幸君） ただいまの御質問ですけれども、時限的というか、あくまでも試行的にやっているわけでして、時限として何年間というような形で考えているところではございませんので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 秋元議員。

○4番（秋元直樹君） そのような答えをもらっているのですが、これ以上は聞きませんけれども、本来であれば、無料化は長く僕は続けるべきものではないと考えております。今後、方向性を持ってこの事業を進めるか、そこら辺の判断を研究、調査を進めていかれるということで、進めていただければと思います。

あわせて、この施設、築20年もたつことから、施設内に傷みが少しずつですが見えてきています。特に毎年夏時期になると、1階はいいのですが、2階の遊び場が、子どもたち走り回って汗をかいたり、喉が渇いたりということが起こります。温度が32度、湿度が75%と夏場に非常に温度が、いるのも苦しくなるぐらい暑くなるような状況にあることを聞いております。

今後、利用者より、エアコンをつけてほしい等の要望もあると聞いてるところなのですが、今後具体的に、そういう部分の検討、方向性的にリニューアルの考えもお持

ちで進められるのであれば、老朽化の修繕とあわせて、設備的な部分も少し配慮して進められてはいかかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいま御質問いただきましたエアコンに関してお答えさせていただきます。

入館者のアンケートなどによりまして、御意見を伺っているところであります。

建設当時は、木のおもちゃ、影絵は乾燥を嫌うということで、エアコンの設置をしなかったと聞いておりますけれども、とはいえ、近年の気象状況ですとか、近隣の施設を勘案しますと、何らかの対応は必要ということで感じております。

今後、そういったところを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 秋元議員。

○4番（秋元直樹君） ぜひ、来館者の減少に歯どめをかけるのも、今は横ばいですがけれども、そういう部分も勘案しながら、中の設備的な部分も今後検討していただければと思います。

続いて、今後さらに検討を進めてまいりたいということで、計画をつくることになったときのために、どのように町民から意見集約をしていくかというところが課題になっていくところかと思っております。

私はできれば、先ほどもあったのですけれども、子育て現役世代の方の声を聞く機会を多くとってもらえればと思います。どういう遊具があれば喜ばれるか、また、どのような施設の先を望むか、そのような部分をしっかり意見集約をして、町民センターや道の駅同様、皆さんがつくり上げたという施設になるように検討を進められればよろしいかと思っておりますが、そのような考えはありますか。

○議長（前田篤秀君） 澤口経済部長。

○経済部長（澤口浩幸君） ただいまの検討についての御質問でございますけれども、今後そのような形で検討をする中では、先ほど申し上げていましたとおり、アンケートを十分に調査、精査をしていくと同時に、必要に応じまして、例えば子ども・子育て会議等での御意見も伺いながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので御理解をお願いします。

○議長（前田篤秀君） 秋元議員。

○4番（秋元直樹君） ぜひ、子ども・子育て会議に限るだけでなく、いろいろな団体に意見を聞くことによって、よりよき施設になるように検討を進めていただければと思います。

最後にします。

今の僕ら子育て世代の方々、移住や職を探すときに、その町の子育てに対するサポートや環境を重要視して、最終的にその町に住もうかという決め手にする人たちも少なくあ

りません。今回質問した遊び場もそうですけれども、各施策を充実し、町長がきのうの施政執行方針でも申しました、子育てのしやすい誰もが安心して暮らせるまちづくりにしていただきたく思います。

最後に、町長にそのような意気込みをお聞きして、私の質問を終わります。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 最後のほうは、るる議員とうちの担当のほうで議論が今あったところでございます。私のほうからは、まず「ちゃちゃワールド」についてちょっとお話をさせていただきます。

合併して、もう12年ですかね、13年ですか、たっておりますけれども、そういった中で何回も今まで申しております、合併したときに各3町1村で協議をした上で合併をして、この建設計画も含めて、またいろいろな協議の中でのことを含めて、合併後まちづくりをしてまいりました。各地域、白滝、生田原、丸瀬布、遠軽と、一つのこういうことでやりたい、こういうことでやりたいということをそれに向かって今まで我々やってきたのだろうというふうに思っております。

そういった中で、生田原においてはノースキング、そして「ちゃちゃワールド」というのは、非常に生田原地域にとって大事な施設であると、大事なものであるということで、相当新町の中でも頑張ってきてきたところでございます。合併前に完成した施設でありまして、合併したときには本当にすばらしい、とんでもない人数が来て、それは私も隣町から見ておりましたけれども、残念ながら、その効果も長くはなくて、先ほど私も答弁申し上げました来館者数になったわけでありまして。そういった中で、ノースキングというのは今ようやくいい方向に温泉のほうは向かってまいりました。これは本当に支配人ですとか経営に携わった方々に本当に敬意を表すところでありまして、町としても相当な御支援をさせていただいたたまものであるというふうに思います。

そういった中で、ただ「ちゃちゃワールド」については、やっぱり単体でいくと非常に厳しい状況であります。これは、なくすのはそれは簡単かもしれませんが、やはり施設の規模が、あれだけの大きい規模のものもなかなかないですし、そしてまた施設としてもまだまだ使っていけるものだというふうに私は思っております。ここはやっぱりこの後、今の使い方も含めて、全てを選択肢に入れてどういったものかいいかというのは、私も以前からいろいろなところでお話をしていたところでありまして、これについてはやっぱり、さらにまだいろいろな問題をクリアしながら検討していかなければいけないのかなということで冒頭御答弁を申し上げたところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

それから子育てについて、これについては、今の議論の中で遊具についてなどを主に、遊具とそれに付随する施設についてのお話でありましたけれども、やはり私の考えている子育てというのはそれだけではなくて、例えば遠軽高校に対する支援、遠軽高校の子どもたちのソフト面、またハード面についての支援も、相当、町としてもやっております。こ

れは小中学校も含めてでございます。そういったものが全て一環として子育て支援だというふうに考えております。そういった中での、これからの遠軽町の冒頭施政執行方針の中で申し上げました子育てが含まれているというふうに御理解を願えればと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 先ほどの秋元議員からの御質問の中で、高齢者センターのトイレですが、水洗化にはなってございません。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、秋元議員の質問を終わります。

通告2番、岩澤議員。

暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） ー登壇ー

来年4月から大きな節目を迎える国保事業と介護問題は、住民の中にも関心があつて、どうなるのかという不安の声が聞かれます。内容は複雑で、課題が多岐にわたっていて、質問が少々長くなりますが、きょうは基本的なことについて伺います。

1点目、国保事業について。

来年度より都道府県が国保の保険者になり、市町村の国保行政を統括、監督する仕組み、いわゆる国保の都道府県化が導入されます。

そこで、この制度の仕組みと市町村の役割はどのように変わるのかを伺います。

(1) 新制度によれば、市町村が町民にどれだけ国保税をかけるかは、市町村がどれだけ納付金を割り当てられるのかによります。この納付金ですが、どのような基準で算定されるのでしょうか。

(2) 北海道による正式な算定額の提示はまだのようですが、遠軽町は国保税の値上げになるのでしょうか。

(3) 北海道は、一定の激変緩和措置をとるようですが、その内容はどのようなものなのでしょうか。

(4) 今回の国保の都道府県化は一層過重な国保税負担と受診抑制、強制的な収納率向上策が強化されるのではないかと危惧されます。

そこで、都道府県化による国保税の値上げに対する遠軽町の認識と、どのように対処しようとしているのか。また、国に対して国保事業の抜本的改善に向けた財政的措置を強く求めるべきと考えますがいかがでしょうか。見解を伺います。

《平成29年12月13日》

(5) さらに、国保税の町民負担の軽減に向けた町独自の減免制度を設ける考えはあるのでしょうか。

(6) さまざまな課題と問題点を抱えたまま国保事業の都道府県化が来年4月にはスタートします。北海道による納付金と標準保険料の決定はいつになるのか。それに伴う遠軽町の国保税の決定はどうなるのか。町民に対する説明と周知のめどはいつごろになるのかを伺います。

2点目、高齢者福祉と介護保険計画について。

ことしの5月26日、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律、いわゆる「改正」介護保険法が成立しました。この改正によって、介護利用料の引き上げなどとともに自立支援・重度化防止の名による財政的インセンティブの導入、地域共生社会実現の名による高齢者福祉、障害者福祉を混在させる施策など、これまでの見直しとは違う内容を持つものです。当然、これらの内容は現在策定作業が進んでいる第7期介護保険事業にも反映されることとなります。この「改正」介護保険法の内容とそれを含めた第7期介護保険事業計画について質問をいたします。

(1) 遠軽町では、年々介護給付費が増加していますが、第7期介護保険事業計画における保険給付費についてどのような見通しを持っているのか、お聞きします。

(2) この「改正」介護保険法には、二つの大きな柱があります。一つは介護保険制度の持続可能性の確保、二つには地域包括ケアシステムの深化・推進です。

まず柱の一つ、介護保険制度の持続可能性の確保の中で打ち出されたのが、利用料3割負担の導入です。年間収入、単身で340万円、夫婦で463万円以上の場合、利用料が3割に引き上げられることとなります。2年前に2割負担が導入されたばかりであり、たとえ現役並みの収入といっても医療の負担とは違い、介護の場合は生涯にわたって負担し続けるものであり、介護サービスの抑制につながらないか心配されます。この3割負担の導入の目的と意味について、また遠軽町における影響について、具体的に教えていただきたい。

(3) もう一つの柱である地域包括ケアシステムの深化・推進の中に、保険者機能の強化による自立支援・重度化防止が位置づけられています。要するにこれは、介護費用を抑制した自治体に対し、国が財政支援を手厚くするという財政的インセンティブを導入するというものです。

今回の措置は、国が定めた指標と交付金によって自立支援をスローガンに、要介護度の低下や給付費の縮減を市町村に競わせるもので、結局、介護保険からの卒業の強制や介護認定の厳格化、窓口での門前払いなどを自治体に駆り立てる危険性をはらんでいるものです。必要な介護から利用者を締め出すことがあってはなりません。

このように、ひたすら介護給付費の削減を目的に進めようとする国の方向に対して、遠軽町はどのような認識を持ち、どのように対応しようとしているのかを伺います。

(4) 地域包括ケアシステムの深化・推進の中の二つ目に、地域共生社会の実現という

項目があります。これは、昨年、国が打ち出した「我が事・丸ごと」地域共生社会構想に基づき、高齢者、障がい者両方に対応できる新たなサービス類型として、共生型サービスをつくるものです。

しかし、高齢、障害分野における行政の縦割りを是正させる面はあるものの、肝心の人員体制や介護、障害報酬についての中身はこれからで、必要なサービスの質が担保され、高齢者、障がい者の願いにかなう事業になるのかは不透明のままです。逆に「我が事・丸ごと」の名で、地域住民の自助・互助に役割を押しつけ、地域福祉や社会保障に対する公的責任を縮小させていくのではないかと心配されています。

これら、国が進めようとする地域共生社会の実現に対する見解とその対応について、伺います。

(5) 障がいと高齢者福祉を一体にする共生型サービスでも、65歳になれば障害福祉から介護保険に移行する介護保険優先原則は堅持されたままです。65歳を過ぎた高齢障がい者は、新たに介護認定を要求され、その多くでサービスが縮減され、新たな利用料負担が発生するなど、高齢障がい者の生活、尊厳を脅かす事態が生まれています。

遠軽町でこのような事例があるのかどうか、高齢障がい者に対する遠軽町の対応についてお聞きするとともに、介護保険優先原則を廃止するよう国に求めるべきだと考えますが、見解を伺います。

(6) 認知症対策について伺います。

第7期介護保険事業においても認知症対策は重要であり、新オレンジプランの具体化が求められています。そこで、以下の点について伺います。

認知症サポート医の配置、初期集中支援チームの設置、認知症ケアパスの作成、グループホームの整備、認知症サポーターの養成、これらについての実績と今後の計画、見直しをお知らせください。

また、認知症高齢者は障害者控除の該当になりますが、町民に対する周知と対応はどのようにされているのか、伺います。

(7) 第7期の事業計画における保険料は幾らになるのか。現行と比較してどうなるのか、見直しを伺います。

(8) 高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の中に、施設整備に関する計画はあるのでしょうか。また、計画策定に当たって、高齢者とその家族や介護事業所へのアンケートや意見聴取、意見交換などについては実施されたのかどうか。また、それらの意見をどのように反映させるのか。さらに、町民への周知と説明はどうされるのかを伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

まず、岩澤議員の国保事業についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の納付金の算定についての御質問であります。被保険者数、世帯数、所得や国からの負担金等をもとに、北海道が基礎的な数値に応能・応益の賦課割合等に加え、国が示す医療費・所得水準を反映する割合により算出されております。

国が示す割合につきましては、北海道全体の保険料の激変を緩和するために道が独自に割合を設定しているところであります。

2点目の国保税が値上げになるのでしょうかとの御質問についてであります。現在、北海道から概算の納付金額が示されたところであります。本年の国保税収納見込みに対して、全体としては不足する状況にありますので、値上げとなる見込みであります。

3点目の激変緩和措置の内容はとの御質問についてであります。1点目の納付金算定の中でも触れましたが、納付金算定割合の緩和に加えまして、算定納付金が前年度の収納必要額の2%を超えた場合に激変緩和措置を行うことになっております。

4点目の国保税値上げに対する遠軽町の認識と国に対する財政的措置の要請についての御質問であります。これまで遠軽町の国保会計は、一般会計からの繰り入れを行った上で運営を行ってきたところであります。町民全体で国保制度を支えてきたとも言えます。今回の改正は、本来の安定的な医療制度運営に向けて行われており、さらに北海道で統一した負担や赤字の解消を行うことが目的とされておりますことから、この目的に沿った見直しであると認識しているところであります。

また、制度上の国の支援も今までどおり行われることとなっておりますが、さらなる財政支援等につきましては、既に地方3団体などで要請等を行っているところですが、町としましても関係機関等と連携しながら要請していきたいと考えております。

5点目の町独自の減免制度を設ける考えがあるかとの御質問についてであります。関係法令に基づき対応しておりますことから、今後も独自の制度を設ける予定はありませんので御理解を願います。

6点目の国保税の決定と町民に対する説明と周知はいつごろかとの御質問ですが、現在、概算納付金に基づき、保険税率の算定業務を行っているところですが、納付金の確定額が平成30年2月に示される予定でありますことから、最終決定は3月になる予定であります。

また、周知等につきましては、決定次第、広報やホームページなどで周知することとしておりますが、対象被保険者の皆様には、個別にお知らせをすることも考えております。

次に、高齢者福祉と介護保険計画についてお答えいたします。

1点目の第7期介護保険事業計画における保険給付費についてどのような見通しを持っているかとの御質問であります。現在、第7期介護保険事業計画策定に向け、平成26年度から平成28年度までの実績に基づき検討作業を行っており、遠軽町保健福祉医療審議会におきまして審議をいただいているところであります。保険給付費につきましては推計中ではありますが、増加する見込みであります。

2点目の3割負担の導入の目的と意味についてと、遠軽町における影響についてとの御

質問であります。介護サービスを利用した場合の利用者負担につきましては、国において平成30年8月から、特に所得の高い層の負担割合を3割とすることが決定されております。持続可能な社会保障制度の構築には制度の見直しは避けられないことから、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的としたものであると認識しております。

また、3割負担が導入された場合における遠軽町の影響としましては、10人程度該当するものと推測しております。

3点目の介護給付費の削減を目的に進めようとする国の方向に対して遠軽町はどのような認識を持ち、どのように対応しようとしているのかとの御質問であります。全国市長会、全国町村会は本年11月10日、社会保障審議会介護保険部会におきまして、インセンティブの付与に関する新たな交付金について調整交付金を活用することは断じて容認できないことを大前提であるとして、調整交付金は年齢構成や所得水準など保険者の責めによらない要因で生じる保険料格差を調整するためのものであり、介護保険財政を支える根幹であるなどの意見を社会保障審議会介護保険部会に提出しておりますことから、本町としましても関係団体とともに要望してまいりたいと考えております。

4点目の地域共生社会の実現に対する見解とその対応についてとの御質問であります。新たに位置づけられた共生型サービスの目的は、高齢者と障がい者・障がい児が同一の事業所でサービスを受けやすくするためであり、内容はホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等のサービスが想定されています。

共生型サービスは、高齢者と障がい児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービス事業所を位置づけるものであります。共生型サービスは自治体単独で事業を進めることは困難であることから、社会福祉法人などと情報を共有し、今後検討していかねばならない課題と考えております。

5点目の障害福祉から介護保険に移行する場合の遠軽町での事例があるか、また介護保険優先原則を廃止するよう国に求めるべきとの御質問であります。障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、原則介護保険サービスが優先されることになっておりますが、利用者の状況を見きわめながら並行して制度を御利用いただくなど、提供されるサービスが縮減することがないよう、障がい担当と介護保険担当が連携を図りながら努めているところであります。

また、介護保険優先原則につきましては、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条及び事務処理要領で定められておりますので、関係法令に基づき行っていきたいと考えております。

なお、介護保険サービスに移行することで、新たに発生する利用者負担につきましては、平成30年4月1日から障害福祉制度により軽減される仕組みが創設されることとなりますので、御理解願います。

《平成29年12月13日》

6点目の認知症サポート医の配置や初期集中支援チームの設置などについての実績と今後の計画、見通し、また認知症高齢者は障害者控除の該当になりますが、町民に対する周知と対応はどのようにされているかとの御質問であります。認知症サポート医の配置につきましては、遠軽医師会の協力で確保をお願いし、今年度1人の医師がサポート医の研修を受けております。初期集中支援チームの設置につきましては、平成30年4月1日の設置に向けて準備を進めているところであります。認知症ケアパスの作成につきましては、今年度、認知症地域支援推進員を配置し、今後も関係機関と協力し進めていきます。グループホームの整備につきましては、町としましても地域密着型サービスの充実は必要であると考えておりますので、複合型サービスを中心とした整備を検討していきます。認知症サポーターの養成につきましては、平成29年12月現在で延べ1,402人の方が養成講座を受講しております。

また、障害者控除の町民に対する周知につきましては、町ホームページに掲載するとともに、毎年、確定申告の時期に合わせて町広報等でも周知しております。

7点目の第7期の事業計画における保険料は幾らになるのかとの御質問であります。1点目の御質問と重複しますが、第7期介護保険事業計画策定に向け、平成26年度から平成28年度までの実績に基づき検討作業を行っており、遠軽町保健福祉医療審議会におきまして審議をいただいているところであります。

遠軽町は、現在全国でも6番目に低い水準であり、保険料につきましては推計中ではありますが、値上げとなる見込みであります。

8点目の高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の中に施設整備に関する計画はあるか。また、計画策定に当たって、高齢者とその家族や介護事業所へのアンケートや意見聴取について実施したのか。また、それらの意見をどのように反映されるのか。さらに、町民への周知と説明はどの御質問であります。施設整備に関する計画は、地域密着型のうち複合サービス事業所を公募する予定となっております。

アンケートや意見聴取につきましては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や事業所に対する意見聴取、地域ケア会議における意見交換を実施し、それらの意見を踏まえ、遠軽町保健福祉医療審議会で審議し、計画に反映してまいります。

完成した計画は、町広報、ホームページなどで町民の皆さんに周知していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 11時15分まで、暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩澤議員。

《平成29年12月13日》

○14番（岩澤武征君） 再質問いたします。

国保の1点目についてですが、道独自の算定基準ということで、先ほど所得割、被保険者数、世帯数ということの答弁がありましたけれども、これまであった資産割とか均等割というのも当然入っているのだらうと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） ただいまの御質問でございますが、算定の中には当然保険税の話ですので、それらも含めて入っているものでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） わかりました。また後で。

2点目、正式な算定額の提示ということで、まだ正式にはないということなのですが、遠軽町の国保税は値上げになるということだったのですが、どの程度の値上げになるのでしょうか。今の段階でいいのです、確定していなくてもいいのですが。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） ただいま、どれぐらい上がるかということですが、先ほどの答弁でもありましたように、今現在、概算の納付金としてきております。それによって試算をしているところで、いろいろなシミュレーションをしながら、どういったところでどれぐらい値上がりするかというようなところをシミュレーションしながら今現在試算しているところでございます。

なお、これに当たりましては、当然、応能・応益の部分ですとか、所得階層のバランス等も踏まえて検討しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） まだ不確定だからはっきりしないということですが、一番関心あるのがここなので、町民の皆さんも、できるだけ早く国保税についてはっきりさせていただければなと思います。

3点目、激変緩和の措置、2%を超えたら激変緩和の対象になるということですが、そうすると、遠軽町は激変緩和の対象になるということでしょうか。対象になったら国保税はどうなるのでしょうか。その辺のことは、はっきりわかりますか。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） ただいまの激変緩和の対象になるかという御質問でございますが、現在示されている概算納付金の中では、激変緩和の対象となる見込みでございます。

また、激変緩和措置された後なのですけれども、いずれにしましても、示されている金額に対しまして、先ほど申しましたように、昨年の収納率の実績からいきますと不足する状況でございますので、値上がりということに関しては、具体的な数字はまだ示すことはできませんが、上がるというような状況にありますことを御理解いただきたいと思いま

す。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 4点目については、先ほど遠軽町としても3団体として申し入れをしたということで、これはそういう姿勢で向かっていただければなというふうに思います。

5点目について、独自の減免制度はないということですが、所得による減免制度、3割、5割、7割というのがあるのですが、遠軽町の場合、国保加入者の年齢構成は5年前と比較して、ゼロ歳から64歳、これは子どもと、それから働ける人たち、その人たちが約2,500人ということで、5年前から1,000人ほど少なくなっているのですよね。稼げる人たちです。それから一方で、65歳から74歳までの人たちは約2,500人ということで、5年前から比べると55人の減ということで、年金者の割合が非常にふえています、五分五分になっていますよね、およそ。

さらに、被保険者の職業を見ますと、農林業や自営業が10%、非正規の労働者が約29%、30%ですね。退職して年金の人が約60%という構成になっています。全国的にも、低所得者がふえているというのが現状です。先ほどの国保税の賦課の項目の中に所得割、平等割、さらに資産割、均等割というのがあるということでしたけれども、この中で均等割ですが、1人当たり2万円となっていますよね。これは家族の人数掛ける2万円が納付額になっていますが、この均等割は子どもにも当然かかるということですね。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） ただいまの御質問でございますが、均等割につきましては、1人当たりということですので、子どもに関しても当然かかってくることになりません。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 結局、子どもが生まれると均等割がふえるということなんです。収入のない子どもにも当然かかっているということなんです。このことは、国が推奨している子育て支援にも逆行するのではないかとということで、見直す自治体が出てきています。旭川市では、子育て世帯の均等割を半分にするということで独自の軽減策を講じています。子育て世帯の支援をするという意味で、遠軽町でも、この機会に均等割について軽減するということを考える、検討する余地はありませんか。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） ただいまの御質問でございますが、現在、資産の中で均等割の見直しを行っているところではございますが、あくまで制度上1人にかかるということでのものになっておりますので、現在のところ、子どもに対して均等割を減額するとか減免するとかというようなところでの検討は行っていないところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 先ほど言いましたように、非正規とか年金者がほとんどで、今でも国保税が大変だという声があることが現実なのです。町民の暮らしと命を守るために、担当者の皆さんはどうしたら一番いいかということで大変苦勞されていることはよくわかりますけれども、国保加入の町民の暮らしの実態をしっかりと把握していただいて、保険税が上がる場合には、一般会計から繰り入れをするなどの対応で、できるだけ値上げをしないようにということを考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） ただいまの御質問でございますが、一般会計からの繰り入れで賄ってはどうかという話でございますが、今現在、北海道国保運営の計画を策定して、これに基づいて我々も事務を進めているところでございますが、基本的にこれを一般会計の繰り入れ、特に独自の一般会計の繰り入れ、法定的に定められたもの以外の繰り入れ、これをなくして国保財政の運営を安定的に目指していこうという形で進んでおります。我々もその方針に基づきまして試算等をして、これらに赤字が起らないような財政運営ができるように試算しているところでございますので御理解いただくとともに、単に、一般会計で赤字を補填するというようなことでは国保財政的にも今後運営していく中でも非常に厳しいことであることから、こういったところも解消していくように試算等行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 結局、国保税は一人一人にとってみれば上がるけれども、一般会計からは単純には入れられないということで、どこかでそれを見なければならぬわけですから、値上げ分をどこで見るとかという見通しはありますか。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 赤字補填の部分でございますが、今回、北海道全体での取り組みということで財政運営を安定させようということをやっております。それで、我々町単独だけではなく、北海道全体でどういうふうにしていくかというようなことを今検討しているところでございますので御理解いただきたいと思ひます。

また、一般会計繰り入れ、いきなりゼロにするというような方向でいくことではないこともつけ加えさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） ぜひ頑張ってくださいと思ひます。

介護保険のほうに入ります。

1点目ですが、給付金が増加しているということで、予算書を見ますと、5年前が14億円、それから、ことしで17億円と。先ほども答弁ありました、年々増加しているということなのですが、その辺の増加の見通しをしっかりと持って計画を立てなければならないだろうというふうに思ひます。

この辺の増加傾向の程度というのはどのぐらいと押さえているのでしょうか。昨年とことしを見ると1億円ほどふえているのですが、今後どの程度ふえるのかという見通しを持っているのか、伺います。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） ただいまの御質問にお答えいたします。

保険料の推計につきましては、先ほども町長が答弁したとおり、平成26年度から28年度の3年間の実績における推計をもとに、今現在、作業を進めている段階でございます。現時点で、国のほうから第7期に係る保険料の推計に係る計数等がまだ示されておりません。その関係から、今現在どの程度上がるかということはちょっとお答えできませんけれども、給付につきましては若干上がっていくものというふうに予想はしております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） それでは3番目に参ります。

今年度の介護保険加入者が7,262人となっています。そのうち要介護認定者が1,167人、16%です。今後、団塊の世代がピークを迎えて、ふえることはあっても減ることはないというふうに思うのですが、遠軽町は介護給付費を減らすために、卒業などの強制などということはないというふうに確認してよろしいでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 岩井保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（岩井誠志君） ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思いません。

現在、平成29年度から総合事業が遠軽町でも導入されております。これにつきましては、軽度の要介護者の方につきまして移行している制度になっておりますけれども、更新に際しまして、本人の意向を聞いたり、サービスの今後の意向を聞いたり、現在の状況を確認したりしておりますし、また、総合事業につきましては、通所系と訪問系が移行することになっているのですが、それ以外のサービスを使う方につきましても確認させていただいて、その方につきましては、介護給付費の要支援の認定をそのまま継続して利用していただくなどやっておりますので、強制的な卒業とか、そういった窓口でのサービスの利用を制限するようなことはしておりませんので、御理解願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 遠軽町で、そういう悲劇的なことが起こらないようにぜひしていただきたいというふうに思います。

4点目の地域包括ケアシステムの深化ということですが、結局は、自助・互助の拡大で、極めて専門性の高い介護の仕事をボランティアなどに任せるということは決してあってはならないというふうに考えるのですが、その辺のことは、今後どういう見通しでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） ただいまの御質問にお答えいたします。

地域共生社会というものは、高齢者、障がい児・障がい者、子どもなど、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら地域で活躍できるコミュニティーでありまして、この実現を目指すというふうにしております。具体的には、新たに共生型サービスを位置づけて、既に介護保険サービスを提供しております事業所が高齢者と障がい児・障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくすることを目的としております。

障害者福祉サービス事業の指定を受けやすくするための基準緩和を行うものであるというふうに認識をしておりますが、現時点におきまして、具体的な事業を定める通知等がまだ来ておりませんので、現在、想定や判断することは困難でございますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 今後の問題ということだという答弁でしたけれども。

5点目に行きます。介護保険になって、これまで入浴回数を減らされたというような例が全国的にあります。この制度、介護保険優先原則、状況によっては市町村が判断することになっていきます。今後、障がいのある方にとって最適な支援が受けられるようにすべきだというふうに考えるのですが、介護保険優先原則、これについて市町村で判断することになっているので、柔軟な対応で個人にとって最適なサービスが受けられるようにすべきだというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） ただいまの御質問にお答えいたします。

介護保険によるサービスを特定して一律に介護保険サービスを優先的に利用させるものではありません。サービスを縮減させるような提供はしていないものというふうに私どもは思っております。

障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容を聞き取りにより把握した上で、申請される方が何を必要としているか、支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かどうかを適切に判断しながら進めているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） きめ細かい、行き届いたサービスを心がけるということで、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

6点目の認知症対策、新オレンジプランということで、サポート医とか初期集中支援チームとか、それからケアパス、これらについては、これから進めていくということでしたけれども、認知症の本人とか家族が安心できる体制を一日も早くつくってほしいと。

特に認知症の認定については、個人のことをいっては何ですが、うちにも明らかに認知症なのですが、認知症という認定の受けるすべを知らないのです。どこに行ったらいいかわからないというようなこともあるので、ぜひケアパスということで、認知症を疑われた

らどういう手順でどうしたらいいのかというあたりを、できるだけ早く知らせるような方策をつくってほしいなというふうに思っています。

次に、遠軽町の介護給付準備基金がことしの3月末で1億5,774万2,404円ありますけれども、現在どれだけになっていますか。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） ただいまの御質問にお答えいたします。

岩澤議員のおっしゃるとおり、準備基金につきましては、今の金額で間違いありません。平成29年度に若干取り崩す予定でおりますので、そこら辺は若干減る予定になっております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） この準備基金、どのように活用されているのでしょうか。

また、今後どのように活用される予定なのか、もうちょっと具体的にお願いします。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいま、第7期介護保険事業計画を準備しているところでございますので、今後、保険料がどのようになるかもあわせて検討しております。その中で、保険料を幾らにするかによってその準備基金を取り崩す可能性が出てきますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 先ほどの答弁では、保険料が値上げになるということでしたけれども、保険料の値上げをできるだけ圧縮するために、これを活用するという事は考えられませんか。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） お答えいたします。

この基金につきましては、保険料を下がるために活用していくということでございます。御理解いただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 8点目の最後ですが、今後やるということと、それから、アンケート、意見交換、その他については進めてきたということです。全体の計画は、先日の常任委員会で示されたのは、今まだ審議会に素案をかけるという段階になっていますよね。もう素案はでき上がっているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 現在、作成中でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 作業的に遅れているのではないかなというふうに思うのです

が、政府は介護離職をなくすと言っていますけれども、全国では毎年10万人が介護離職をしていると言われます。2025年には43万人の介護難民、団塊の世代ですね、介護難民が43万人生まれるのではないかというふうに言われています。遠軽でも家族で介護をしている方が仕事をやめたという話をよく聞きます。また、老老介護の家庭で奥さんや旦那さんが大変だという話もよく聞きます。そういう状況は非常に深刻な状況だというふうに思います。

こういう方々の意見や要望などをしっかり聞いて、現場の実態に基づいた計画をぜひ今後、精密な計画を第7期の計画をつくっていただきたいというふうに要望して、質問を終わりたいと思います。その決意を伺います。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、策定作業中でございますけれども、住民の代表からなる遠軽町保健医療福祉審議会で審議をいただくことで被保険者の意見等を反映させまして、平成30年度からの高齢者保健福祉の推進と介護保険の適切な運営につなげていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、岩澤議員の質問を終わります。

通告3番、11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） ー登壇ー

通告書に従いまして、私のほうから1点質問いたします。

平成25年4月に適用された労働契約法改正に基づく有期雇用から無期雇用への転換ルールの実施に関連した町としての対応についてお伺いいたします。

労働契約法の改正により、有期雇用労働者の契約が通算5年を超えた場合、労働者の申し出によって無期雇用へ転換できるルールが定められました。現在、民間、公務員を問わず、労働人口が減少し、人材確保がなかなか難しいと言われている中で、行政としてどのように対応しようとしているのか、町長の見解を伺います。

1点目として、改めて町内の企業の皆さん方への制度の周知を図り、有期雇用者の処遇改善に向けた働きかけなどを行っていく考え方はないでしょうか。

2点目として、町の嘱託職員、非常勤職員は、労働契約法第22条第1項の対象外との見解がありますが、人材確保という観点から、町の嘱託職員、非常勤職員の処遇改善に取り組む必要があると考えます。

具体的には、①として嘱託職員、非常勤職員等で優秀な人材を積極的に正規職員として任用していくような考え方について、ないでしょうか。②として、嘱託職員、非常勤職員の報酬、賃金については、今後、経験年数などを加味した報酬額、あるいは賃金に改定できるような制度、仕組みにしていくような考え方はないでしょうか。

以上です。

《平成29年12月13日》

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

佐藤議員の御質問にお答えをしてみたいです。

まず1点目の改めて町内の企業等への制度の周知を図り、有期雇用者の処遇改善に向けた働きかけを行う考えはあるかとの御質問についてお答えいたします。

平成25年4月に施行された改正労働契約法によりまして、平成25年4月1日以降に有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間に定めのない労働契約、無期労働契約に転換できるルール、いわゆる無期転換ルールについては、平成28年2月号の広報において周知をしているところです。しかし、この無期転換ルールにより有期契約労働者に無期転換申込権が発生し、行使されることが見込まれる時期が平成30年4月であることから、当町としましては、改めて平成30年2月号の広報に掲載するとともに関係機関と連携し、町内企業等への制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

2点目の町の嘱託職員、非常勤職員に関してであります。労働契約法第22条第1項において、地方公務員については、労働契約法を適用しないと規定されておりますことから、法改正に基づく対応は考えていないところでありますが、御質問の①嘱託職員等で優秀な人材を積極的に正規職員として任用していくような考えはあるかについてですが、職員の採用につきましては、嘱託職員等においても、競争試験、または選考により他の受験者同様の判断をしていく考えでございます。

②の、今後、経験年数などを加味した報酬額、賃金に改定できるような制度にする考えはあるかについてですが、現在の報酬、賃金については、経験年数の加味はしてはおりませんが、職種、資格などを考慮し、報酬7区分、賃金9区分に設定をしており、オホーツク管内市町村の状況を踏まえ決定をしているところであります。

嘱託職員等の制度につきましては、本年の地方公務員法の一部改正によりまして、嘱託職員等の多くは平成32年度から地方公務員法上の一般職に位置づけられることとなります。これに伴いまして、当町におきましても、今後嘱託職員等の適正な任用、勤務条件などの検討をしながら制度を構築していく必要があるわけですが、この検討の中において嘱託職員等の処遇についても考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） それで、1番目の関係で、基本的に町長から答弁もありました改めて平成30年2月に発行する広報にも掲載をしていくと。さらに企業にも要請をすると周知すると、こういうことですがけれども、今の商工観光労政審議会がありますね。過去に私もそこに参加したことがあるのですがけれども、当初は、労政審議会ということだけで独立をしていた、もう相当前ですがけれどもね、北川町長の時代です。2年ぐらいその場に出席をさせていただきましたが、具体的に労政にかかわっては諮問するものはありません

とか、こういうことで終わっていたということなどもあったのでしょうか。それから、商工観光労政審議会と、三つ合わせて行うようになったということでありまして、確かに労政にかかわっては季節労働者にかかわる予算であるとか、あるいは労働団体にかかわる助成、補助の金額であるとか、こういったものが出てきますけれども、具体的にいわゆる労働にかかわる、私が質問しているような中身などについては、具体的に議題などとして出されるということはないわけですが、例えば仮にそういう商工観光労政審議会の部会、これは恐らくやられていないでしょうけれども、そういった部会などを改めて開催をする中で、そういうものを議題として取り上げてやっていくような考え方はないでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 菊地商工観光課長。

○商工観光課長（菊地 隆君） 部会につきましては、そういうかける案件が出てきた場合にはかけるように検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） わかりました。そういう考え方でぜひ具体的に取り組んでいただければいいかなというふうに思っています。働き方改革なども含めて、今やられています。その中では、時間外にかかわる問題であるとか、さらには同一労働、同一賃金という課題もありますし、非正規から正規へと、こういうようなことも言われています。ぜひそういったことなども今後出てくれば、ぜひ議題として取り上げて議論をしていただければいいかなと、こんなふうに思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 菊地商工観光課長。

○商工観光課長（菊地 隆君） 先ほど答えましたけれども、案件が出てきた場合はその都度部会を開くように検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） それでは、（2）の①の関係に移りますけれども、町長の答弁は考えていないということがまず出されて、ちょっと判断しづらかったのですが、採用する場合もあるというふうに判断をするというようなことだったと思うのですが、そういうことでよろしいですか。もう一度ちょっと、済みませんが。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 嘱託職員を正規職員として採用することもあるのかという御質問だと思いますけれども、まず基本的な採用の考え方でございますけれども、採用につきましては、競争試験、または選考で行わなければいけないものでございます。その中でも競争試験、これが原則という考えになるものというふうに認識しております。選考になるというときもあるとは思いますが、これは、例えば資格を有している専門職を採用するときですとか、そういったまれといったらおかしいかもしれませんが、ごく

一部のときということになりますので、そういった意味でいけば、非常勤職員につきましても競争試験を受験していただくのが基本的な考え方になると思いますけれども、状況によっては選考ということもありますけれども、嘱託職員だからといったことで採用ということはないのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） それでは、あくまでも試験を受けて合格をしないと採用しないということだというふうに理解しますけれども、過去に、一般職員の場合です、技術職員とかではなくて、技術職員の場合は途中で採用されるということがあるというふうにもちらっと聞いたのですけれども、一般職員の場合はあくまでも選考試験を合格しないと採用しないという、そういう原則ということですか。それとも、一般職の方でも何らかの形で試験を通ったと、例えばそういうふうになれば採用するということですか。その辺どうなのですか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 繰り返しになるかもしれませんが、採用については、競争試験、または選考という形になります。競争試験ですので、不特定多数のもの競争によるものが競争試験という形になるかと思えます。一方、選考ですけれども、特定の受験者に対して職務の的確性があるかどうかを判断するための試験をするというのが選考でありますので、このどちらかによって採用者を決めるということになります。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） そうすると、一般職員でも選考によって採用もあり得るということでの理解でいいのですね。

今、臨時の非常勤職員の場合は、全国で64万5,000人ぐらい、平成28年度で、いるというふうに言われていまして、俗に官制ワーキングプアというふうに言われて問題にもなっているのですけれども、今のお話ではやっぱり選考試験を通らないとだめということですが、これは2番目とも関連しますけれども、例えば一定の経験年数や、あるいは住民のために働ける人材をある意味独自で、例えばもう一つは経験年数、それからいわゆるスキルアップ、どれだけの仕事をこなせるようになったかといったようなことも含めて、そういうような道筋みたいなものをつけた上で将来的に正職員に採用するような、そういうことというのはできないものですかね。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 採用につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、競争試験、または選考で行うというのが、これは地方公務員法上の規定でもありますので、その道筋という形になるかと思えます。

以上でございます。

《平成29年12月13日》

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） わかりました。いずれにしてもなかなか正職員になるのは厳しいということだと思います。

②に関連して若干質問いたしますけれども、いわゆる嘱託職員の場合は嘱託ということで、嘱と託の上に委任の委をつければ、委嘱、委託というふうに解釈されるのですけれども、その発想でいくと、例えば嘱託職員の場合は、例えば正職員からこれをやってくれと言われただけやっていけばいいというように理解することもできるのですけれども、嘱託職員、非常勤職員の場合は平成28年度から平成29年度にかけて若干報酬が上がっていますよね。上がっているかと思います。この辺のところはちょっと今まで自分が働いている立場からすると、ちょっと理解できない部分もありますのですけれども、1年目に入った方と3年たった方と5年たった方と全く同じ報酬額、賃金額というのはいかがなものかなというふうに今考えるのですけれども、どうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 経験年数に対してでございますけれども、現在の報酬額、賃金額につきましては、町長答弁でもありましたとおり、加味はしてございません。決定に当たりましては、オホーツク管内の状況なども調査しながら、必要な引き上げなどを行っているところでございます。経験年数を加味するかどうかにつきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、地方公務員法が改正になりまして制度が抜本的に改正になっております。これが平成32年度から施行ということになっておりまして、それに向けた当町としての非正規職員の制度構築の検討をこれからしていかななくてはいけない状況でございますので、そういった経験年数を加味する必要があるのかどうかというところも含めて検討をしていきたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） わかりました。将来的にそういう平成32年度から制度が変わってくるということで、その分については、ぜひとも検討をいただいて、先ほど私が言いました経験年数、それから、今、実際に働いている嘱託の方でも、本当に自分で考えていろいろなアイデアを出しながら、特に議会に勤めている方なども含めて、議会だよりに似顔絵なども出していただいたりというようなことで、自分で考えて自分でいろいろなアイデアを出しながらやっている方もいらっしゃるということで大変感謝しているのですけれども、いずれにしても、そんなことなども含めて、これは人事評価というようなことも何か総務省の研究会の中では言われているのですけれども、当然そういったことなども含めて出てくるのでしょうから、ぜひ経験年数やあるいは人事評価的なものを含めて、レベルの高い職員についてはもっと報酬、賃金が上がるような制度にしていただきたい、こんなふうに思っています。

町長は財政出身ですから、なかなかお金の面は厳しい判断があるかと思えますけれど

も、いずれにしても、人に投資をすると、人材を育てると、こういう考え方でぜひこれ以降そこら辺の処遇改善についてやっていただきたいというふうに思います。その辺はありますか。

○議長（前田篤秀君） 最後のほう、ちょっと聞こえなかったと。

○11番（佐藤昇君） ぜひ町民のサービスという観点から、人を育てる、人に投資をするという、こういう視点でそこら辺のところも考えていただきたいということでございますが、どうお考えでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 町長。

○町長（佐々木修一君） 人事管理上の問題にもなりますし、これは、ひいていえば組織の問題にもなります。まさに佐藤議員おっしゃったように、これは、組織を維持するための財政上の問題というの也有ります。そしてまた、私も、それは皆さん嘱託職員も一般職員の給料もどんだんどんだん上げれば喜ばれていいのかなというふうにも思いますけれども、採用もそうですね、どんだん嘱託の方でも臨時の方でも採用できるのならそれにこしたことはありません。しかしながら、やっぱり先ほど申したことと、さらに今度、例えば嘱託から職員採用する、臨時からする、これを今度新採用の人間の問題もあるわけです。定数の問題もありますしね。ですから、先ほど私も答弁しましたし、総務課長のほうからも平成32年ですか、そういった見直しの中で佐藤議員もそういうふうにもいろいろ考えてほしいということもあって、当然そのときに考えられるのでしようけれども、それが今働いている人にとって、よくなるように少しでもやらなければいけないけれども、その制度設計においてはやはり先ほど言ったいろいろな縛りがありますよね、組織上の。その中で逆に今までの方がよかったという場合もあるかもしれないし、そこらをよく検討しながらいかなければいけないなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 以上で、11番佐藤議員の質問を終わります。

昼食のため、1時まで暫時休憩します。

午後 0時03分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告4番、阿部議員。

○9番（阿部君枝君） ー登壇ー

一般質問、通告書を読み上げて通告といたします。

不要になった携帯でオリンピックメダルのリサイクルについて。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルに、不要になった携帯電話などの小型家電に含まれるリサイクル材を活用する取り組みが注目を集めています。公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会主催の「都市

鉦山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の一環で、全国の自治体や企業などが参加し、回収がスタートしています。

環境省によると、小型家電のリサイクル率は約1割で、今回の取り組みでリサイクルが定着すれば、大会後のレガシー（遺産）となることから、実施が決まったとのこと。必要なメダルは約5,000個で、ロンドン大会で換算すると、金が約10キロ、銀は約1,230キロ、銅は740キロの計約2トンが使用され、工程でのロスを考慮すると約8トンは必要とのこと。

そこで、遠軽町も既に小型家電の回収を行っていますが、携帯電話は出されていないと伺いました。回収ボックスの設置や広報活動などで町民への周知を図りながら、家に眠っている携帯電話が選手の胸にかけられるメダルに生まれ変わる、生かされるということを普及し、さらに町民のリサイクル機運を高めるべきではないかと考えます。町長の考えを伺います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

阿部議員の御質問にお答えいたします。

「都市鉦山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」につきましては、2020東京オリンピック・パラリンピック組織委員会におきまして、携帯電話などの小型家電に使用されているリサイクル金属を利用したメダルを製作するという史上初の試みで、国民参加型の取り組みとして注目されているところであります。

遠軽町におきましては、オリンピックへの参加、協力ということで、1964東京オリンピック遠軽町展示林を大会に活用していただけるように検討してきたところですが、組織委員会からビレッジプラザ事業協力者の募集があり、応募した結果、このたび選手村のビレッジプラザの建築資材として活用されることになり、組織委員会より感謝状を贈呈されたところであります。

御質問の小型家電の回収につきましては、御案内のとおり、本年度より実施しております。町民の皆様の御協力のもと、取り組みが定着してきたことから、現在この「都市鉦山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」にも参加する準備を進めているところであります。

なお、議員御指摘のリサイクルを初めとする循環型社会の推進につきましては、これを機にさらに取り組みを推進してまいります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 御答弁ありがとうございます。

前向きに答弁いただいたと受けとめさせていただきます。この取り組みは、町長おっしゃいましたように、組織委員会が4月ごろから展開を開始しております。docom

○ショップなどでは約2,400店舗全国の自治体に協力を仰ぎスタートさせております。先行した東京都では、3週間足らずで携帯電話が約1万個集まって、予想以上の反響に回収ボックスの増設を検討したとあり、本年4月上旬から道内の16市町村が回収を開始し、また道とか5市町村も準備が整い次第取り組むと。この後もちょっとふえているかもしれませんが。金メダルを再生金属で、今おっしゃっていただいたように、製造すれば、本当に大会史上初めてとなると。

この取り組みを、町民の皆様がオリンピックのメダルのリサイクルについて夢のある話題としていけるよう、楽しいキャッチフレーズなどを考えていただいて、もっと参加した人もしなかった人も話題性がある、そういう取り組みを考えることはできませんでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） ただいまの阿部議員の御質問にお答えしたいと思います。

答弁にもありますように、今現在、回収等について進めているところでございます。PR方法等につきましては、今後、組織委員会でいろいろ規制がございますので、こういった中で東京オリンピックの組織委員会が示す広報の仕方によって周知をしていきたいなというふうに考えております。

ただ、やはりこういう取り組みでございますので、できるだけ目につくような形とか、ホームページなんかも制限はありますけれども、目立つような形で取り組むようなことも検討したいと考えておりますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） ありがとうございます。

それと同時に、回収の経過状況、例えば毎週回収数を広報に載せるなどの進め方を考えることはできませんでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 回収の結果等の広報でございますが、なかなか短期でありますと、今現在、先ほど阿部議員がおっしゃられたように、携帯電話の回収というのはほぼない状況でございます。これからこういう形で取り組むということで、どれほど効果があるかわからないのですけれども、ただ毎週公開するというようなことはちょっと厳しいかなと思っております。回収の結果等につきましては、最終的には何らかの形で御報告するような形で検討したいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 済みません。毎週ではなくて毎月の広報へということで、訂正させていただきます。

意外と住民の方はわかっていなくて、先日docomoショップへ行ったら、携帯電話が返ってこなかったというのですね。多分、docomoでは取り組み出しているのかな

と。ただ、ここにいる皆さんの中でも我が家には使っていない過去の不要の携帯電話が1台や2台はあるのではないかなと思うのですね。

それで、ぜひ遠軽町として、これぐらいのものをこれだけ、例えばボランティア活動1,000人ぐらいが参加したよとか、そういう具体的なことが形として出たら、非常に参加した意義が後々、あのときにこういうことに参加して自分もほんの一助だけど参加したよという、そういう結果が残るのではないかなと思うのですが、町長、最後にそういう決意などいただけたらと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 毎週ですか、（「毎月です」と発言する者あり）広報に出すとか、そこら辺担当のほうの答えなのかなと。私もそこら辺まだ、どの程度できるかは承知しておりませんが、いずれにしても、2020オリンピックについては、町としても先ほどお話したようにビレッジプラザですとか、前段、家庭学校に東京オリンピック、前回の地球力への展示林があるわけなのです。それを、もう2年になりますかね、実はそれをずっと私たちはやっていたわけですよ。何とかこれが物にならないかということ。今まさにそういった意味でビレッジプラザのほうにも協力したり、今いろいろ進めているのです。この間も森JOC会長なのかな、組織委員会会長から表彰を受けたりして、そのときにも表彰だから行きましたけれども、PRに行ったわけですよ、プレゼンに、展示林とかのですね。今一番はやっぱり展示林を表彰台などに使っていただきたい。これがやっぱり僕らの2020オリンピックについては一番のテーマなのですね。それをずっと実はこれは道庁とも今組んでやっています、また来週かな、それもちよっといろいろ行動するのですけれども、それを全面的にやりながら、これを一番として考えてまいります。

こういった携帯電話、これを利用するというのも先ほどの答弁で申し上げましたけれども、もう既に準備も進めていますので、そういった中で町民みんなが東京オリンピックに参加できるような体制をしていきたいと思っておりますし、今またもう一つは、これもまだ全然どうなるかわかりませんが、これもいろいろ交渉しているところですが、やはり前回のオリンピックのときに種を持ってきた世界の選手が、そういった国を中心に東京オリンピックの前後の中でいろいろな交流を深めるようなことも実は今いろいろ調整中といたしますか、やっている最中でございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 最後にするつもりでしたけれども、町長がおっしゃったことは、それはそれとして、ビレッジですか、そのことはわかるのですけれども、私の言っているのは、携帯電話の見える形で、町民の皆さんが参加できる、そういう活動を町長として進めて、具体的に数がある程度提示しながらやっていくとか、そういう考え方になっていきませんかということなんです。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） それは先ほどの答弁の最初で申し上げましたけれども、そこら辺、どういった形で、なかなか短いスパンだと、どうです、ああですという話が、担当でもありましたけれども、そこら辺の中でちょっと協議させていただければなというふうに思います。私から、今そういう細かい、どういうふうにするのだということで協議していませんので、御答弁は申し上げられません。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） わかりました。

○議長（前田篤秀君） 以上で、阿部議員の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀

署 名 議 員 稻 場 仁 子

署 名 議 員 佐 藤 昇

《平成29年12月13日》